

備前市監査委員告示第 4 号

生活保護費に係る随時監査結果報告に基づく措置状況の公表について

生活保護費に係る随時監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 27 年 6 月 16 日

備前市監査委員 大 田 淳 一
備前市監査委員 掛 谷 繁

所 管 部 署	福祉事務所社会福祉課
---------	------------

【指摘事項】	措 置 状 況
生活保護費を被保護者から現金で預かった場合において、備前市会計規則には規定のない「預り証」を交付していたが、「預り証」は、ケースワーカーの名前を記載し印鑑を押印したものであった。不正事故防止のためにも、「預り証」には、連番を記載するなど、更なる不正事故防止に努められたい。また、会計課作成の公金等取扱基本マニュアルに記載されているとおり預り金の管理責任を明確にするためにも、複数の職員による二重チェックを実施されたい。	預り証には連番を付し対応しています。預り証の金額と、預かった現金が合致しているかを係長、課長の2人でダブルチェックを行っています。
提出された業務フローには、具体的な現金の流れが記載されていなかった。毎月、多数、多額の現金を窓口で取り扱っている状況からしても、業務に合わせた詳細かつ具体的な公金等取扱マニュアルを策定し、的確な出納処理を行われたい。	生活保護費支給の具体的な現金の流れを、業務フローの中に明記し、公金等取扱マニュアルを策定しました。
追給で資金前渡された支払書のうち、0円精算となる支払書の精算が遅かった。会計規則第73条に基づき、支払を完了したときは、すみやかに精算書（資金前渡金）を作成されたい。	0円精算については、支給後は速やかに精算書を作成しています。